

# 10. 学校の安全対策

## 学校の安全対策

**規準 25a** 学校の特性に応じた防犯対策について理解している

**42b** 校外での安全管理の取り組みについて問題点を把握し、その改善策を企画・実行できる。

- ねらい：**
- 25a ① 校内で犯罪が発生した場合の避難の方法について具体的に説明できる。
  - 25a ③ 学校から配布されている防犯グッズを知っている。
  - 25a ④ 校内に設置されている防犯器具とその設置場所を知っている。
  - 25a ⑤ 学校に不審者が侵入したときの対処法を説明できる。
  - 25a ⑥ 学校に不審者が侵入したとき、不審者を子どもに近づけないような対策をとることができる。
  - 42b ⑤ 子どもへの影響を配慮した防犯訓練を考え、実行できる。

学校内で防犯対策を取る場合は、日常的な対策と緊急時を想定した対策があります。日常の対策、緊急時の対策のマニュアルを作成し、学校、地域、警察は、その対応や連携について共通理解をしておく必要があります。

### ①学校での安全管理の例

学校には様々な人が出入りします。教職員が来校者とその用件を把握していることが大切です。例えば、入校前にインターフォンで応対し、来校者と用件を確認し、来校者用の受付、記名などをお願いする等の対応が求められます。

また、用件の確認が取れた来校者には名札やリボンを付けてもらうことで、手続きを受けて入校した目印にすることができます。

名札やリボン等を付けていない来校者には「こんにちは、どうなさいましたか？」と声をかけて用件を尋ね、手続きを行い、用件先へ案内します。用件が明らかでなく言動が不明瞭な場合は、学校外への退去を求めます。退去した後も再び施設へ侵入しないか注意を払う必要があります。退去に応じない場合は即座に110番通報を行い、校内放送を通じて事態を教職員へ周知します。



### ②不審人物への対応の例

不審者が凶器を携帯していない場合は、子どもから隔離するため応接室等へ案内し、対応を行います。不審者への対応は必ず複数で行い、相手を興奮させないよう言動に注意します。また、対応中にすぐに避難ができるよう、対応する教職員が出口付近に位置を取るなどします。

### ポイント

- ・言動が暴力的であったり、凶器を持っている場合は他の教職員へ応援を求め、即座に110番通報を行います。さすまたや催涙スプレーを使い、教職員自身の安全を確保し、子どもへの接近を防ぎます。
- ・校内放送を使い周知する場合は、児童がパニックにならないよう、教職員同士で事態を伝える文言を決めておきます。

### ③子どもの安全の確保の例

既に不審者を隔離している場合、また、子どもと遭遇する可能性が低い場合は、避難できる体制を整えて教室で待機します。教室や子どものいる場所へ侵入の恐れがある場合は、速やかに避難を行います。授業中の担当者が指示・誘導を行います。また、授業外で事態が発生した場合も想定し、あらかじめ教職員で担当する持ち場を決めておき、子どもを誘導します。

子どもに危害が及びそうな場合、さすまた、催涙スプレー等の防犯グッズや消火器、机等、その場にあるものを使い、子どもから不審者を遠ざけます。立ち向かわずに子を避難させること、警察が到着するまでの時間を稼ぐことが重要です。

### ④不審者への対応の流れの例

#### 不審者への対応の流れの例

##### 来校者の用件の確認

- ・正当な理由がある場合は、受付などに案内する。



##### 退去を求める

- ・退去後も再び侵入することがないように監視を行う。



##### 通報・伝達・隔離を行う

- 退去に応じない場合
- ・警察へ110番通報。
  - ・教職員に事態を伝達。
  - ・児童に接触しないよう隔離する。



##### 児童の安全確保

- ・避難体制を整える。
- ・児童のいる場所へ侵入しそうな場合は、避難を行う。
- ・さすまたや催涙スプレーなどを使い、子どもから不審者を遠ざけ、警察が到着するまでの時間を稼ぐ。

### ポイント

- ・さすまた、催涙スプレー等の防犯機器は、非常時にはすぐに取りに行ける場所に設置し、教職員全体で設置場所を理解しておく必要があります。また、学校によって職員室の位置、出入り口の数など、校舎のつくりは様々です。不審者の侵入経路を想定し、器具の設置場所や設置数を定期的に検証、確認しておく必要があります。

緊急時の対応は、学校・地域・保護者・警察で共通理解を図る。

## ⑤避難訓練について

不審者への対応や児童生徒の避難訓練などを行う際は、学校の立地の条件、校舎や学校内の状況、児童生徒数や職員数を考え、不審者の侵入箇所や状態を想定しながら、避難方法や避難経路を確認することが必要です。また、さすまたや催涙スプレー等の防犯グッズが、学校内のどこにあるか確認をしておくことも必要です。

不審者の侵入を想定した訓練を行う場合は、あらかじめ全校児童に実施内容を伝えておくことが必要です。また犯人役に児童がおびえてしまうことがあるので、児童へのショックを与えないよう、不審者役と児童が訓練中に鉢合わせにならないようにするなどの配慮が必要です。不審者役を児童が目撃してしまった場合は、訓練後に不審者役を演じた人物から自己紹介・挨拶を行うなどして、児童を安心させることが必要です。

### ポイント

- ・緊急時の対応のマニュアルは、警察などの専門の機関からの助言をもらいながら作成します。作成の際には、学校、警察、地域の三者で連絡体制や連携をどのように進めていくか検討をする必要があります。



### ビデオ教材 (ビデオ→学校の安全対策)

ビデオを見て、学校での安全対策の流れをまとめてみましょう。

---

---



### 学校から配布されている防犯グッズの例

登下校や学校外での子どもの安全を配慮し、子どもたちへ配布される防犯グッズは入学時に配布している地域が多くあります。自身の住む地域の小学校ではどのようなグッズを配布しているか確認をすることが大切です。

#### ・防犯ブザー ※1

入学時に配布されることが多い防犯グッズです。配布した際は使い方の指導を行う必要があります。

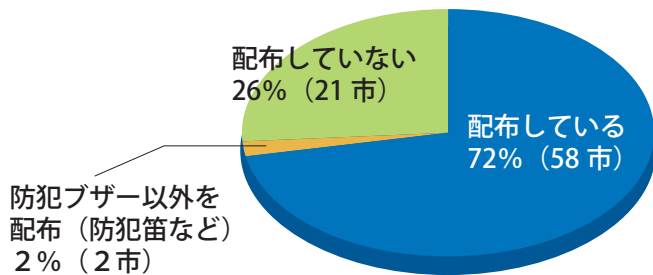
#### ・子ども110番の家マップ ※2

「子ども110番の家」に取り組んでいる地域では配られることが多くあります。定期的に参加世帯の確認を行い、更新をする必要があります。

#### ・防犯ブザー携帯中ステッカー ※3

防犯ブザーを持っていることを周囲に周知することで、防犯効果が期待できます。

### \*1 子どもたちへの防犯ブザー配布状況



(平成 20 年度 全国政令指定都市, 中核市, 特例市 99 市うち 81 市回答)  
 (出典:「子どもを守れるのか!! 防犯ブザーの故障が多発」(独)国民生活センター)

### \*2 子ども 110 番の家マップの例

**伏見警察署** 602-0110  
**墨染交番** 641-1715  
**藤城小学校** 621-5580  
**伏見消防署** 641-5355  
 (毎月5、20日 無火災推進日)  
**伏見まち美化事務所** 601-7161  
 (月・木: 家庭ゴミ、水: プラ、金・びん・ペットボトル、第4水: 小型金属)

● 児童公園  
 ● 防火水栓  
 ● 危険な場所および交差点

## 藤城地域あんぜんマップ

藤城安全委員会  
作成: 2008.3.31

● 危険な場所や交差点  
藤城地域は景観に恵まれた高台に位置していますが、坂が多く道路幅も狭い上に墨染通り上板橋通りは通過車が多く危険な箇所が見受けられます。事故にあわないようお互いに十分注意をお願いします。

● 墨染交番管内の主な事件発生件数 (19年4月~20年3月)  
 自転車盗50件、オートバイ盗11件、自動車盗2件、車上ねらい29件、ひったくり14件、進入盗20件、器物損壊22件、自転車強盗11件、部品強盗13件、置き引き4件 合計166件

● 登下校時に子ども達を地域の目で見守ろう。  
 登校時刻 午前8時10分~8時30分  
 下校時刻 前期 4月~9月 午後1時30分、2時30分 3時30分 4時30分  
 (部活動の児童は、午後5時30分)  
 後期 10月~3月 午後1時30分、2時30分 3時30分 4時00分  
 (部活動の児童は、10.2.3月 午後5時30分、11.12.1月 午後5時15分)

● 地域あげてあいさつ運動を展開しよう。

「子ども110番のいえ」  
 「子ども110番のいえ」とは、子ども達が登下校時や児童公園、広場などで不審者に襲われたり、声かけ、ちかん、付きまとい行為の被害を受けた時に、安心して避難できる場所として、子どもから自宅にいる皆さんに、子ども達を安全に保護し、110番通報をする等のご協力をさせていただいている家です。

### \*3 防犯ブザー携帯中ステッカーの例

